入札書・見積書・委任状　の

簡　単　ガ　イ　ド

青森県出納局経理課

１　出納局の物品調達契約

出納局は、県で必要とする物品（印刷物を含む。）を調達する契約（物品調達契約）で、「入札」と入札に準じた法式で行う「競争見積り」などの方法で契約の相手方を決定しています。

「入札」、「競争見積り」のどちらも、契約の公正、公平、競争、透明性を保つため、参加者全員が一同に会する場で、入札書又は見積書を提出し、その場で開札を行って契約の相手方を決める方式をとっています。

このような場合、入札書・見積書の提出は、その場における「契約の申込みの意思表示」となります。さらに、同じ案件で２回以上の入札書・見積書を提出することもあり、事業者が随時に持参提出するような場合と異なり、参加資格を有する本人又は委任代理人が提出するものです。

また、このような方式では、公正を期するため、いったん提出した入札書・見積書は、書換え、引換え、撤回ができません。

２　入札書・見積書

「入札」では、参加する事業者は、「入札書」を提出します。「競争見積り」では、参加する事業者は、「見積書」を提出します。これらの提出された入札書・見積書に記載された金額で、契約の相手方が決まります。

３　入札・競争見積りの実施回数

出納局が行う入札・競争見積りは、１回目で予定価格を下回る入札書・見積書が出されない場合、その場で、直ちに繰り返して入札・競争見積りを行います。この回数は、入札の場合は、特別の場合を除き、最初を含めて３回までと決められています。競争見積りの場合は、回数の制限がありません。

このため、参加する事業者が持参する入札書又は見積書は、少なくとも３枚は必要になります。

４　入札・競争見積りに参加できる人

それぞれの入札・競争見積りによって参加資格は異なりますが、まず、県の入札参加資格者名簿に登載されていることが必要です。指名された事業者だけで入札・競争見積りを行うときは、県からの指名通知が必要です。

入札・競争見積りの会場で、実際に入札書・見積書を提出できる人は、県の入札

参加資格者名簿に登載されている人です。私人（個人営業主など）で登載されていれば、まさにその人本人です。法人（有限会社、株式会社など）で登載されていれば、その法人の代表権を有する人です。

５　委任代理人

個人営業主本人が入札日の当日に用事ができて参加できない、法人の代表取締役が多忙ですべての入札に参加できないなど、当人の都合が悪く参加できない場合は、本来の参加資格を持っている人が「家族」、「従業員」などの 1 人にその権限を委任して、代理人として参加させることができます。

６　委任状

こうして、委任代理人が入札・競争見積りに参加するときに、本来の参加資格を持っている人からの権限の委任を証明する書類が「委任状」です。委任代理人が入札・競争見積りに参加するときは、まず、委任状を提出し、その参加資格を証明する必要があります。

７　委任代理人の提出する入札書・見積書

委任代理人その人は、県の入札参加資格者名簿に登載されていませんので、本当は入札・競争見積りには参加できません。しかし、委任状によって本来の参加資格を持っている人からの権限の委任が証明されていると、入札・競争見積りに参加できます。

この委任代理人が提出する入札書・見積書は、個人営業主本人又は代表取締役の名前と印鑑のあるものではなく、**委任代理人その人の名前と印鑑があるもの**になります。

８　期間委任状

毎週、毎月のように委任代理人が入札・競争見積りに参加すると、その参加の都度、委任状を提出することは、とても煩わしく、紙資源のむだにもなります。このようなときは、「期間委任状」の提出をおすすめします。

この期間委任状は、期間を決めて権限を委任するもので、1 度提出するとその期間内は、入札・競争見積りの都度の提出は必要ありません。

９　入札書・見積書・委任状の記載例（次ページから）

以下の書式は、一般的なものを掲載しています。必ずこの形式でなくてもよろしいです。

(1) 入札書（委任代理人の場合）

平成１８年５月１０日

青森県知事　殿

住　　所　　青森市〇〇一丁目１－１
商号又は名称　　株式会社〇△産業
代表者職氏名　　代表取締役　長島　一郎

委任代理人　　青森太郎

入　　札　　書

¥1,234,500－

番号	品　　名	規　　格	数量	単価	金　　額
1	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
2	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
3	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
4	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
	合　計				〇〇〇〇〇

入札年月日は、必須要件。記入がないと無効になる。

あて名も必須要件。

委任代理人に権限を委任する人の表示として、住所、会社名、代表者の職・氏名の表記が必要。印鑑は必要ない。

「委任代理人」の後に「氏名」と委任代理人の印鑑が必要。

文書のタイトルを「見積書」と混同しないように。

ここの首標金額欄に記載がないと無効になる。入札の場合は、消費税抜きの金額。

内訳の記載があり、合計額があっても、上部の首標金額欄に金額が記載されていないと無効。

(2) 見積書（委任代理人の場合）

平成１８年５月１０日

青森県知事　殿

住　　所　　青森市〇〇一丁目１－１
商号又は名称　　株式会社〇△産業
代表者職氏名　　代表取締役　長島　一郎

委任代理人　　青森太郎

見　　積　　書

¥1,234,500－

番号	品　　名	規　　格	数量	単価	金　　額
1	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
2	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
3	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
4	〇〇〇〇〇	△△△△	□□	××	〇〇〇〇〇
	合　計				〇〇〇〇〇

入札年月日は、必須要件。記入がないと無効になる。

あて名も必須要件。

委任代理人に権限を委任する人の表示として、住所、会社名、代表者の職・氏名の表記が必要。印鑑は必要ない。

「委任代理人」の後に「氏名」と委任代理人の印鑑が必要。

文書のタイトルを「入札書」と混同しないように。

ここの首標金額欄に記載がないと無効になる。見積りの場合は、消費税込みの金額。

内訳の記載があり、合計額があっても、上部の首標金額欄に金額が記載されていないと無効。

(3) 委任状（随時用）

委　　任　　状

平成１８年５月１０日

青森県知事　殿

住所（又は所在地）　青森市長島一丁目１－１
名称又は商号　株式会社○△産業
氏名（又は名称等）　代表取締役　長島　一郎　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　住　所　青森市長島一丁目１－２

代理人使用印鑑

氏　名　青森　太郎

記

入札件名　キャビネットほか一式

入札期日　平成１８年５月１０日

入札場所　県庁東棟１階　経理課入札室

提出年月日は、必須要件。

あて名も必須要件。

委任代理人に権限を委任する人の表示として、住所、会社名、代表者の職・氏名の表記に加えて、印鑑が必須要件。社判と代表者印を押印するのが正式だが、最低限、代表者印は必須。

権限を委任され代理人となる受任者の住所と氏名の表記は必須。入札書等に使用する印鑑との照合のため、印鑑の押印も忘れずに。

その都度の委任の場合は、入札及び見積りの権限を委任した「件名等」がないと、何の入札に使うか分からない不確実な委任状になる。

(4) 委任状（期間用）

委　　任　　状

平成１８年５月１０日

青森県知事　殿

住所（又は所在地）　青森市長島一丁目１－１
名称又は商号　株式会社○△産業
氏名（又は名称等）　代表取締役　長島　一郎　印

私は、次の者を委任代理人と定め、平成１８年５月１０日から平成１９年３月３１日まで、下記の権限を委任します。

代理人使用印鑑

受任者　住所（又は所在地）　青森市長島一丁目１－２

氏名（又は名称等）　青森　太郎

記

1 入札及び見積りに関する一切の権限
2 契約締結の権限
3 物品の納入（役務の提供）に関する一切の権限
4 契約代金請求及び受領の権限
5 前各号に関する復代理人選任及び解任の権限
6 前各号に附帯する一切の権限

注　委任事項の該当する番号を○で囲む。

提出年月日は、必須要件。

あて名も必須要件。

委任代理人に権限を委任する人の表示として、住所、会社名、代表者の職・氏名の表記に加えて、印鑑が必須要件。社判と代表者印を押印するのが正式だが、最低限、代表者印は必須。

期間委任状の場合は、この権限を委任する期間の表示が必要。

権限を委任され代理人となる受任者の住所、氏名の表記は必須。入札書等に使用する印鑑との照合のため、印鑑の押印も忘れずに。

このように権限を列挙している委任状の場合は、委任した権限の内容が分かるように○を付して使用する。